

12月15日(水) 大臣ぶら下がり記者会見想定

【総論】

問1. 原告は真相究明のためとして訴訟続行を望み、国
の対応に不満を表明しているが、大臣の受け止め如何。 · · · P 3

問2. 訴訟の当初ではなく、なぜこのタイミングでの認
諾となつたのか。 · · · P 5

問3. 赤木氏の自殺は財務本省の改ざん指示が原因であ
るなど、原告側の主張を全て認めるのか。 · · · P 6

更問. 認諾を行つたということは、当時の安倍総理や菅
官房長官から改ざんの指示があつたと認めたとい
うことか。 · · · P 8

問4. 認諾とはつまり、原告が訴訟を通じて求める真相
究明には応じないということか。 · · · P 10

問5. 総理からは「裁判の過程で、裁判所の訴訟指揮に
従いつつ、丁寧に対応する」よう指示が出ていたが、
認諾は総理指示に反していないか。 · · · P 12

【プロセス】

問6. 認諾を行うことについて、大臣はいつ相談を受け
たのか。 · · · P 14

問 7. 認諾は官邸の判断か。総理は聞いているのか。

・・・ P 1 5

更問. 総理から何か指示はあったか、と問われた場合。

・・・ P 1 6

【賠償関係】

問 8. 賠償金は適正な金額なのか。

・・・ P 1 7

【その他】

問 9. 今回国が責任を認めたことを踏まえ、原告が求め
るように、赤木氏の自殺に至る経緯を含めて再調査を
行う考えはないのか。 · · · P 1 8

問 10. 国の責任を認めたならば、赤木氏の墓参りに行
き、遺族に直接説明する考えはないのか。 · · · P 1 9

問 11. 訴訟における認諾という重大な判断にもかかわ
らず、このようなぶら下がり会見だけでは、大臣とし
てご遺族や国民に対して説明責任を果たそうとの姿
勢が見えないが、見解如何。 · · · P 2 0

更問. 調査報告書を公表した時は事務方による会見も
行われていたが、今回はなぜ行わないのか。説明から
逃げているだけではないか。 · · · P 2 1

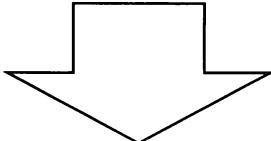
問 12. その他詳細に問われた場合。

・・・ P 2 2

問1. 原告は真相究明のためとして訴訟続行を望み、国の対応に不満を表明しているが、大臣の受け止め如何。

(答)

- 本件訴訟は、赤木氏が公務による心理的・肉体的負荷を原因として亡くなったことに関する損害賠償請求に関する訴訟であり、あくまでこうした観点から、裁判所の訴訟指揮の下、審理が行われてきたと承知しています。
- その上で申し上げれば、国としては、
 - ・ これまでも、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、公務災害認定に関連する資料や、いわゆる「赤木ファイル」などの訴訟審理に必要な資料を裁判所に提出し、
 - ・ 今般の認諾に際しても、赤木氏の自死の経緯について、国側としての認識をできる限り詳細にお示しした準備書面を提出するとともに、原告の資料等の求めにも、新たな資料の提出を含め可能な限り対応するなど、できる限り丁寧な対応に努めてきました。



(次頁あり)

- このように、国としては誠意をもって本件訴訟に対応してきたところですが、現在、ご遺族が国に対し提起された別途の訴訟が継続中であるところ、引き続き、真摯に対応してまいりたいと考えています。

問2. 訴訟の当初ではなく、なぜこのタイミングでの認諾となったのか。

(答)

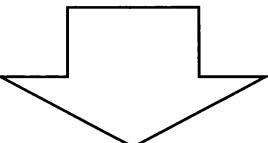
- 本件訴訟において、国としては、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、公務災害認定に関連する資料や、いわゆる「赤木ファイル」など、訴訟審理に必要な資料を裁判所に提出するなど、真摯に対応してまいりました。
- その上で、これまで国が提出した資料を踏まえた原告側の主張の全体像が示されたのが、本年10月に行われた前回の口頭弁論期日であったところ、
国として、その内容も踏まえて方針を検討した結果、国の責任は明らかであり、今回の期日で、認諾をするととの判断に至ったものです。

(注) なお、訴訟当初においては、原告側は国側の資料提出があり次第、更に追加的主張を行う旨述べており、その追加的主張が行われたのが本年10月の口頭弁論期日であったもの。

問3. 赤木氏の自殺は財務本省の改ざん指示が原因であるなど、原告側の主張を全て認めるのか。

(答)

- 今般の認諾は、赤木氏が公務による心理的・肉体的負荷を原因として自死したことについて、原告が国に対し約1.1億円の損害賠償請求権を有することを認めたものです。
- 民事訴訟法上の取扱いとしては、認諾は、損害賠償義務の存在を認めるものであって、原告の主張する個々の事実を認めるものとはされていないと承知しております。
- その上で申し上げれば、
 - ・ 決裁文書の改ざん等の一連の問題行為については、佐川元理財局長が方向性を決定づけ、近畿財務局の職員の抵抗にもかかわらず、本省理財局の指示により行われたものであること、



(次頁あり)

- ・ 赤木氏の自死については、赤木氏が当時様々な業務に忙殺され、ご自身も強く反発された本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め、厳しい業務状況に置かれる中、病気休職、さらには自死に至ったものであること

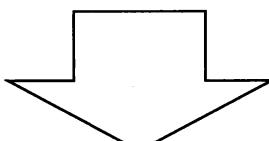
といった事実関係の大筋については、国として争うべき点はないものと考えております。

- 法律上の取扱いなど、詳しくはこの後、事務方からのブリーフィングで説明させていただきます。

更問. 認諾を行ったということは、当時の安倍総理や菅官房長官から改ざんの指示があったと認めたということか。

(答)

- 民事訴訟法上の取扱いとしては、認諾は、損害賠償義務の存在を認めるものであって、原告の主張する個々の事実を認めるものとはされていないと承知しております。
- その上で申し上げれば、文書改ざんなどの一連の問題行為について、総理官邸の指示がないことは、これまでの国会審議等で説明されていります。
- なお、一連の問題行為については、調査報告書において、
 - ① 財務大臣や事務次官等に一切報告されぬまま、
 - ② 当時の理財局において、



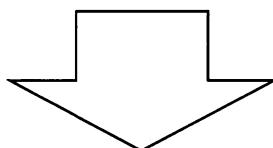
(次頁あり) 8

- ・ 国有財産行政の責任者であった「理財局長」が方向性を決定づけ、
- ・ その下で、「総務課長」が関係者に方針を伝達するなど中核的役割を担ったと認定しているところです。

問4. 認諾とはつまり、原告が訴訟を通じて求める
真相究明には応じないということか。

(答)

- ご遺族が、損害賠償請求にあわせて、訴訟を通じ、赤木氏の関与を含めた文書改ざんの真相究明などを目的としていることは、訴状などを通じ承知しております。
- 国としては、訴訟の中で、
 - ・ これまでも、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、公務災害認定に関連する資料や、いわゆる「赤木ファイル」などの訴訟審理に必要な資料を裁判所に提出し、
 - ・ 今般の認諾に際しても、赤木氏の自死の経緯について、国側としての認識をできる限り詳細にお示しした準備書面を提出するとともに、原告の資料等の求めにも、新たな資料の提出を含め可能な限り対応するなど、できる限り丁寧な対応に努めてきました。



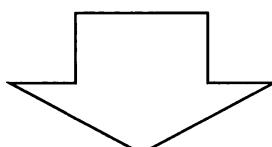
(次頁あり)

○ このように、国としては誠意をもって本件訴訟に対応してきたところですが、現在、ご遺族が国に対し提起された別途の訴訟が継続中であるところ、引き続き、真摯に対応してまいりたいと考えています。

問5. 総理からは「裁判の過程で、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、丁寧に対応する」よう指示が出ていたが、認諾は総理指示に反していないか。

(答)

- 本件訴訟は、赤木氏が公務による心理的・肉体的負荷を原因として亡くなったことに関する損害賠償請求についての訴訟であるところ、認諾とは、国としてその責任をしっかりと認めたということです。
- その上で申し上げれば、国としては、
 - ・ これまでも、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、公務災害認定に関連する資料や、いわゆる「赤木ファイル」などの訴訟審理に必要な資料を裁判所に提出し、
 - ・ 今般の認諾に際しても、赤木氏の自死の経緯について、国側としての認識ができる限り詳細にお示しした準備書面を提出するとともに、原告の資料等の求めにも、新たな資料の提出を含め可能な限り対応するなど、できる限り丁寧な対応に努めてきました。



(次頁あり) 12

○ このように、国としては誠意をもって本件訴訟に対応してきたところですが、現在、ご遺族が国に対し提起された別途の訴訟が継続中であるところ、引き続き、真摯に対応してまいりたいと考えています。

問6. 認諾を行うことについて、大臣はいつ相談を受けたのか。

(答)

- 訴訟に関する^{くに}国内部での検討プロセスについては、お答えは差し控えたいと思います。

【なぜ差し控えるのかと問われた場合】

- 訴訟に関する^{くに}国内部での検討プロセスは、国の訴訟対応体制を一部明らかにする情報であり、詳細を明らかにすれば、(今後提訴されるうる訴訟も含め)国が当事者となっているほかの訴訟にも影響しうることから、お答えは差し控えたいと思います。

【更にギリギリ問われた場合】

- (事案の性質にも鑑み、あえて申し上げますと、)期日前の12月10日に相談を受けました。

(注) 大臣へのご相談は12月10日(金)、組織としての意思決定(準備書面の決裁完了)は12月13日(月)。

問7. 認諾は官邸の判断か。総理は聞いているのか。

(答)

- 認諾をすることについては、財務省において、私（大臣）も相談を受けた上で、組織として意思決定したものです。

（注）大臣へのご相談は12月10日（金）、組織としての意思決定（準備書面の決裁完了）は12月13日（月）。

【総理は聞いていないということか、と問われた場合】

- 総理には、事務方を通じて事前（12月14日）に報告いたしました。

（注）12月14日に財務省大臣官房長から総理に報告。

更問. 総理から何か指示はあったか、と問われた場合。

(答)

○ 総理からは、(事務方を通じて、)

- ・ ご遺族とは本件とは別途の訴訟が継続中であり、引き続き、丁寧に対応すること
- ・ 森友学園問題については、今後も、様々な場において真摯に説明を尽くしていくこと、とのご指示がありました。

(注) 12月14日に財務省大臣官房長から総理に報告。

問8. 賠償金は適正な金額なのか。

(答)

- 本年10月、原告の主張の全体像が示され、国として方針を検討した結果、赤木氏が公務による心理的・肉体的負荷を原因として自死したことについて、国の責任は明らかとの結論に至りました。
- 損害賠償額については、決裁文書改ざんという重大な行為が介在している本件事案の特殊性に鑑みれば、妥当なものと判断したところです。

問9. 今回国が責任を認めたことを踏まえ、原告が求めるように、赤木氏の自殺に至る経緯を含めて再調査を行う考えはないのか。

(答)

- 再調査につきましては、「第三者による調査」という意味では、会計検査院の検査、さらには検察当局の捜査が進められたところであり、結果として、検察当局の捜査においては不起訴処分となっております。
- また、財務省としても、文書改ざん等の問題について説明責任を果たすために徹底した調査を進めたものであり、平成30年(2018年)6月に調査結果をとりまとめ、関与した職員に対して厳正な処分を行ったことは、従来からもご説明してきている通りです。
- このように、財務省としては、できる限りの調査を尽くした結果をお示ししたものであり、再調査を行うことは、考えておりません。

問10. 国の責任を認めたならば、赤木氏の墓参りに行き、遺族に直接説明する考えはないのか。

(答)

- このたび国の責任を認めるに当たり、財務省を代表して、
 - ・ 高い志と倫理観を持ち、真面目に職務に精励していた赤木俊夫さんに改めて哀悼の誠をささげるとともに、
 - ・ ご遺族に対しては、公務に起因して自死という結果に至ったことにつき、心よりお詫び申し上げるとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。
- お墓参り等については、ご遺族が国に対して別途提起された訴訟の中でも、それぞれ「原告」と「被告」の立場となっていることを踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。

(注) 赤木俊夫氏の命日は平成30年(2018年)3月7日。

問11.訴訟における認諾という重大な判断にもかかわらず、このようなぶら下がり会見だけでは、大臣としてご遺族や国民に対して説明責任を果たそうとの姿勢が見えないが、見解如何。

(答)

- 本日の会見は、まさに、ご遺族が提起されている国家賠償請求訴訟について、国の責任を認めるという今般の判断に鑑み、
財務省を代表して、私（大臣）の方から、国として認諾に至った事情について説明させていただくために、記者の方にお集まりいただいて、行わせていただいたものです。
- 財務省としては、これまでも様々な場において説明を行ってきており、
また、現在、ご遺族が国に対し提起された別途の訴訟が継続中であるところ、引き続き、真摯に対応してまいりたいと考えています。
- なお、この後、事務方によるブリーフィングを行う予定であり、詳細なお尋ねにはそちらでしっかりお答えしたいと思います。

更問. 調査報告書を公表した時は事務方による会見も行われていたが、今回はなぜ行わないのか。説明から逃げているだけではないか。

(答)

- 本日の会見は、ご遺族が提起されている国家賠償請求訴訟について、国として認諾をするという判断に至ったことについて、財務省を代表して、私（大臣）からご説明させていただく機会と考えております。
- その上で、本件訴訟のこれまでの経緯や、認諾についての法律上の取扱いなどの実務的なお尋ねもあるかと思いますので、こうした点については、この後、事務方によるブリーフィングにおいて説明させていただきたいと思います。

問12. その他詳細に問われた場合。

(答)

- 詳しくはこの後、事務方からブリーフィングを行う予定であり、そちらでお尋ねいただきたいと思います。